



苧田町 HP SDGs ページ

ワーク・ライフ・バランスの実現を 女性の活躍を推進する事業所を表彰

内閣府男女共同参画週間に合わせ、6月27日に苧田町女性の活躍推進優良事業者表彰の表彰式を行いました。この表彰は、女性の育成や登用、職場環境の改善など、女性の活躍を積極的に推進する事業者を苧田町が表彰し、その取り組みを広く周知し、町内における女性の活躍を一層推進することを目的として、今年から新たに始めた事業です。

この度、第1回目表彰を受けた日産自動車健康保険組合九州地区健康推進センターは、町が行う「男女共同参画出張講座」を研修に取り入れるなど積極的にワーク・ライフバランスの推進に取り組まれており、正社員の5年定着率が100%であるなど、安定して働き続けることができる職場となっています。

同センターの後藤総括は、苧田町の事業所に所属

しながら、横浜の日産自動車本社にて実習勤務を行うなど、経験や仕事の幅を広げ、仕事と家事、育児を並行して行っており、「女性だから転勤はできない。仕事の幅が広がらない。ではなく、女性が子育て中でも活躍できる環境を整備することにより、女性の活躍の場を広げることができる職場です」と話していました。

町は、こうした取り組みを積極的に支援し、町内外に広めることにより、SDGsのゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」につなげていきます。



管理栄養士のおうちレシピ そうめん de お好み焼き



「そうめん」を使った夏にピッタリのアレンジレシピです。材料に使った夏野菜のズッキーニは、むくみや高血圧の予防になる「カリウム」が多く含まれており、風邪予防や疲労回復にもつながる「ビタミンC」も摂れる野菜です。ズッキーニの皮は意外と柔らかく食べやすく、栄養がたくさんあるので、ぜひ皮ごと調理して食べてみてください。

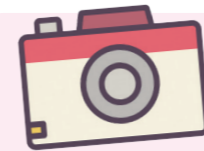
作り方

- ①そうめんは袋に書いてある時間通り湯がく。ザルに上げ、水気を切ったあと、一口大にざく切りする。
- ②キャベツとズッキーニは、千切りにカットする。コーンは、生の場合は芯から粒をそぎ落として使用し、缶詰の場合は水気を切って使用する。
- ③大きめのボウルに、①と②、すりおろした長芋、Aの調味料を入れ、よく混ぜ合わせる。
- ④フライパンにサラダ油大さじ1/2を入れて中火で熱し、③の生地を広げ、その上に豚バラを広げて乗せて焼く。
- ⑤両面がカリッとなるまで、こんがり焼き上げた後、お皿に乗せ、Bの調味料をかけてできあがり。

材料 (2人分)

そうめん 2束、キャベツ 100g、ズッキーニ 1/2本、コーン(粒) 60g、すりおろした長芋 大さじ2、豚バラ肉(薄切り) 2枚
 A: 片栗粉 大さじ2、顆粒和風だし 小さじ1
 B: お好みソース 大さじ2、マヨネーズ 大さじ2、青のり 適量

1人分 栄養素
 ▶エネルギー 485kcal ▶塩分 4.0g
 ▶たんぱく質 12.8g ▶食物繊維 4.1g



すこやか写真館

7月生



池田 陽大ちゃん (22日)

お誕生日おめでとう♡これからもかわいい笑顔でみんなを癒してね♡だいすきだよ!



竹田 昊矢ちゃん (19日)

誕生日おめでとう♡これからも可愛い笑顔でたくさん一緒に思い出作っていきましょう♡



原田 紘杜ちゃん (14日)

ひろくん、お誕生日おめでとう♡これからもたくさん笑顔を見せてね!

9月生の写真募集中

満1歳の赤ちゃんの名前・誕生日、保護者の住所・連絡先、メッセージ(30字程度)を添えて、8月25日(金)までにご応募ください。



●問/企画課

☎093・434・1921

スマホからの応募はQRコードからが便利です。

子育てに関するお知らせ



児童扶養手当の現況届

児童扶養手当対象者の方は、現況届の提出が必要です。必ず期限内に手続きを行ってください。

なお、手続きの際は7月末発送予定の「お知らせ」を必ず持参してください。

※手続きがお済みでない場合は、11月分以降の手当の支給が停止され、受給資格がないまま無届で手当を受給している場合、手当金額を一括で返還していただきます。

※住所を変更した場合や公的年金を受給できるようになった場合などは届出が必要です。

ひとり親家庭等医療証の更新

現在お持ちの「ひとり親家庭等医療証」の有効期限は9月30日です。下記の期間で新しい医療証の更新手続きを行いますので、健康保険証をご持参のうえ、子育て・健康課へお越しください。

※持参品などは、7月末発送予定の「お知らせ」でご確認ください。

■受付期間/8月1日(※)～25日(金) 8:30～17:15
 下記の日程で夜間・休日受付も行います。ご希望の方は、子育て・健康課に予約をしてください。

・夜間受付/8月16日(※) 20:00まで

・休日受付/8月20日(※) 9:00～12:00

第3子以降の保育料補助制度

中学生以下の児童を3人以上扶養している保護者に、第3子以降の児童にかかる保育料の補助を行います。対象の方は手続きを行ってください。

■対象/①～③のすべてに該当する世帯

①町内在住。

②中学生以下の児童を3人以上扶養しており、そのうち第3子以降の児童が認可保育所または届出保育施設に通園している(下表参照)。

③保育料・町税の滞納がない。

例1	第1子:中学生①	
	第2子:小学生②	
	第3子:園児③	該当
	第4子:園児④	該当
例2	第1子:高校生	義務教育外
	第2子:中学生①	
	第3子:小学生②	
	第4子:園児③	該当

■申込/申請書を子育て・健康課にご提出ください。

※申請書は認可保育所を通じて配布します。届出保育施設に入園している方は子育て・健康課で配布しますので8月16日(※)までに窓口にお越しください。

●問/子育て・健康課 ☎093・588・1036